

福長介第4362号
令和5年12月13日

市内高齢者施設 管理者 様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

送迎車両の安全面の配慮への徹底について(通知)

本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年9月14日付福長介第3023号「送迎車両の安全面の配慮への徹底について(通知)」において注意喚起を行った後、各施設におかれましては、日々、利用者様の安全な送迎にご配慮頂いていることと思っておりますが、その後も車両に関する事故が報告されております。

つきましては、今一度、十分な安全配慮がなされているかご確認くださいませようお願いいたします。

①確認事項

- ・送迎車が停車するまで、利用者は車から離れた安全な場所で待機頂き、車が停車したのを確認してから利用者の乗降を始めてください。特に複数台で送迎を行う場合は、全ての車が停止し、安全が確保されたことを確認してから乗降を始めてください。
- ・乗降の際は、ドアの開閉及び車いすの固定ワイヤーなどの安全確認を徹底してください。

②事故発生例

- ・送迎誘導時、玄関前で利用者が車に乗り込もうと足をかけたタイミングで車を動かしてしまい転倒。
- ・降車のため送迎職員がスロープを下ろしたところ、車いすの固定ワイヤーが解除されており、利用者に乗せた車いすが後ろへ転落。

【担当】 福祉局長寿応援部介護保険課
電 話 048-829-1265 (直通)
ファックス 048-829-1981
メール kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp